

名古屋地方裁判所委員会（第23回）議事概要

1 日時

平成27年2月24日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 上野朝子，大輪芳裕，川合 知，酒井宣江，柴田和範，
藤田千晴，松田京子，三輪保太郎，加藤倫子，大冢 明，
加藤幸雄，永野圧彦

（説明者） 山田亜湖（刑事第5部裁判官）

（事務担当者） 梶本宜孝（事務局長），小林敏康（刑事首席書記官），岩城
雅人（刑事訟廷管理官），水野世志明（刑事第5部主任書記
官），山本貴生（刑事訟廷庶務係長），前野宏和（刑事訟廷
書記官），橋本昌也（総務課長），原 千恵（総務課課長補
佐），兼松崇人（総務課庶務第一係長）

4 協議テーマ

犯罪被害者保護制度について（裁判所における被害者への配慮の在り方）

5 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 犯罪被害者保護制度についての概況説明

(3) 法廷（ビデオリンク）等の施設見学及びビデオリンク方式による証人尋問，
遮へい措置体験

(4) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）

(5) 次回開催日及び協議テーマ決定

ア 開催日

平成27年9月29日（火）午後1時30分

イ 協議テーマ

DV事件の現状について

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者)

- 法廷を見学し、裁判所も随分IT化が進んでいると感じた。また、裁判員制度が施行されたことや被害者に対する非常にあたたかい措置が執られていることなどを聞いて、市民感覚が取り入れられた制度に変更してきたと感じた。
- 市民感覚が強調されるようになり、一般国民の方に裁判員として参加いただき、判断を一緒にしていくという画期的な制度ができた。裁判所としても、意識改革を行って、ようやく今の段階にたどり着いたというところである。まだまだ改善すべき点はあるが、市民感覚に近づいたという評価をいただくと大変ありがたいと感じている。
- 遮へい措置を執っている場合で、被害者等の証言中に、被告人が声を荒だてることはないのか。その場合は、どのように対応するのか。
- △ 遮へい措置を執っている場合で、被告人が声を荒だてたという経験はないが、遮へい措置を執らない場合において、被告人が舌打ちをしたり、被害者の証言に対する文句を言ったりしたことはある。そういった場合は、裁判官から被告人に対し、発言をしないように警告し、それでも発言が続き、証人尋問が続行できないという場合に至れば、被告人を退廷させることもある。
- 被害者特定事項を明らかにしないように求めることができるとのことであるが、この申出はどのくらいあるのか。
- 申出をされる方がほとんどである。ただし、要件等の関係があり、すべての事件で申出ができるものではない。
- 性犯罪の場合は、多くの方が申出をされるのか。
- 性犯罪の場合は、ほぼ100パーセントの方が申出をされている。性犯罪以外の場合でも、怖いといった感覚の問題であると思うが、申出をされる方もいる。
- 実際にビデオリンクと遮へい措置を見学して、裁判所の職員が当事者に配慮しているということがよく分かった。建物が建てられた年式の問題もあると思うが、車椅子の方や体の不自由な方には、どのように対応しているのか。

- 障害をお持ちの方に対する配慮は、裁判所としても力を入れているところである。

△ 庁舎設備の面では、玄関にはスロープを設け、車椅子の方でも通れるよう段差をなくしている。見学した証人尋問別室は、床上げをしているが、入口がスロープになっているので、車椅子の方でもそのまま利用できるようになっている。遮へい措置を見学してもらった法廷は、小さめの法廷であり、衝立を設置すると車椅子での移動が困難となるが、車椅子の方で遮へい措置を執る場合には、車椅子での移動ができるよう広めの法廷を使用するなどの配慮を考へることもある。

また、この建物のバリアフリーとして、エレベーター、身障者用トイレ等の設置、車椅子の方がどの部屋にも入れるよう段差をなくすなどの対応をしているところである。

- 犯罪被害者保護制度については、充実した制度であり、感謝をしているところである。また、裁判所の職員が、被害者に対して非常にあたたかく配慮されており、弁護士会として評価している。
- 制度には、良い面と悪い面がある。例えば、裁判員制度は開かれた司法ということで、一般の人に分かりやすい制度になっている。一方で、裁判員に選ばれた方が遺体の写真を見たことにより、PTSDを発症したとして損害賠償請求をしたという事案がある。これに対して遺体の写真を証拠採用しない、あるいは、写真をイラスト化して裁判員の方の負担を軽減するというように配慮している場合があると聞いているが、被害者側としては、自分の家族がどういう状態で亡くなっていったのか知りたいし、裁く側にも見てもらった上で、量刑を決めてもらいたいという思いがある。裁判員のストレスを軽減するために証拠採用しないということが多くあると、被害者側の思いが十分に伝わらないこともあるのではないかと。

△ 被告人が事件について否認している場合、遺体の写真を見ないと真実が分からない場合もあるので、遺体の写真を裁判員の方に見てもらわなくてもいいのかという問題も確かにある。事件の内容や、本当に事件にとって必要なのかどう

かを踏まえながら判断しているというのが実情である。また、検察庁にも配慮していただき、遺体の写真を見せる前に一言触れてもらったり、遺体の写真の枚数をさらに厳選してもらうなどの配慮もしてもらっている。

- 制度はバランスが大切である。現在の制度が完成形というものではないと思う。新しい問題は、次から次へと出てくる。より完成度の高いものにするためには、いろいろな検証を行い、問題点が出たらその都度、いろいろな意見をいただき、改善への努力をしなければいけない。最高裁の中でもそのような委員会があり、外部の方を含めた委員会でいろいろ議論しているところである。
- 一般の社会の動きに伴い、当然、司法も変わっていかねばいけないと思う。随分変わってきたと思うが、これが完成形ということではなく、これを実際はどうやって運用していき、より良いものにしていくかというのが、大きな課題になっていくのではないか。
- 身体的な障害をお持ちの方に対する配慮だけではなく、知的障害をお持ちの方にも配慮できるよう、例えば、圧迫感があるような小さな部屋ではなく、広めの部屋を使用するなどの配慮もお願いしたい。
- 家庭裁判所には、精神科医が非常勤で配置されており、調停事件等の当事者でメンタルに問題を抱えている方がいると、精神科医に助力を仰いだりすることもあるが、地方裁判所において、問題を抱えている方に寄り添う制度として考えられるものが何かあるか。
- △ 地裁には精神科医の配置はなく、精神面でのケアをすることはなかなか難しいと思う。付添いの制度を利用していただき、主治医や普段ケアをされている方などが付添いとして寄り添うということは考えられると思う。
- 性犯罪の被害者で知的障害をお持ちの方には、実際の尋問では被害者から被害状況を聞き出すというよりは、被害者本人のしゃべり方や状態等を見てもらい、このような方に対し、卑劣な犯行をしたということを知ってもらうことがメインだと思っている。被害者から必要以上に証言を求めるなどの負担を掛けないようにしている。
- 以前、証人として裁判所及び検察庁に出頭したことがある。その時は、どちら

の役所も同じように法の権威を感じた。また、窓のない部屋であったため、だんだん気が滅入ってきたことを覚えている。おそらく被害者の方も警察、検察庁、裁判所の法廷で、それぞれ証言をするということで、精神的にも気が滅入っていくのではないかと思う。

- 初めて裁判所を訪れたが、庁舎には違和感なく入ることができた。しかし、ビデオリンク法廷等の見学において、法廷に入った時は、足がすくんだ。もし、証人として来庁した場合は、普通に話すことは難しいのではないかと思う。
- 明治期、大正期からの裁判と比べると、随分変わっていると感じた。実際に見学して感じたのは、小さな法廷での遮へい措置は、性犯罪などの恐怖心を強く持つような犯罪の被害者が証言するのは、距離が近く、非常に困難なのではないかということである。この点、ビデオリンク方式による証人尋問では、証言をする負担は、かなり軽減されていると感心した。一方、ビデオリンクの装置が高性能で、声も画像もクリアであることから、生の声をそのまま聞かれては困るので、音声を変換して欲しいというような証人もいるのではないかと思った。この点についての対応は、今後の課題となっていくのか。若しくは、証言はクリアに聞こえることが必要だという判断になるのか。
- △ 被害者が、ビデオリンク又は遮へいの法廷で証言する場合の多くは、被告人が否認しており、犯罪の成立を争っているという場合である。実際に証人尋問をする際には、被害者の証言内容のほか、どのような言い方で証言しているのかということも重要である。実際に生の証言を見聞きすることにより、心証がとりやすくなるという面もあるので、被害者の音声を変えない方がよいのではないかと思う。
- 被害者や証人に対する保護について、裁判所がいろいろ工夫していることはよく分かった。証人の中には、証言はしたいが、証言したことにより、自分が特定されたら困るというような気持ちの方は多いと思う。我々も取材をする中で、証言を求める際に、「顔は出さないでください。」、「音声を変えてならいいですよ。」と言われる方は多くいるが、裁判所での証言は、加工したものでは意味がないと考えるべきなのか。

- 基本的には、被害者の生の声を聞いていただきたいと考えている。実際に、被害者が震えながら証言することもあるが、被害者がそのような言い方で証言しているのを聞くことにより、裁判員も心証が取りやすくなるのではないか。
- マスコミの方は、取材をする際は、生の声で話を聞いており、放映する段階での加工ということになると思うが、裁判は、公開しているものの放映はしていないという点が異なるのではないか。
- 被害者や証人の方が、被害にあった状況を説明することになると、声が震えるなど、その時のことが鮮明に思い出されて辛い思いをされると思うが、そういった辛い状況をそのまま聞き取るというのも、一つの刑事裁判の役目ではないかと思う。